

平成30年度

学校いじめ防止基本方針

那覇市立 真和志中学校

文部科学省は、平成25年6月「いじめ防止対策推進法」を定め、国としての指針を示した。さらに、平成29年3月「いじめ防止等のための基本的な方針」を改訂するとともに、新たに「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を策定して、いじめ防止等のための対策を一層推進している。

那覇市においても、平成26年8月に「那覇市いじめ防止基本方針」を策定するとともに、学校において実施すべき施策等を明示した。

本校では、学校教育目標「自ら学び 心豊かで たくましく生きる生徒の育成」を掲げ、知・徳・体バランスのとれた生徒の育成をめざし、生徒・保護者・地域にとって「行きたい学校、通わせたい学校、行ってみたい学校」「安心・安全で自己実現できる学校」を基本理念に、全教職員の協働体制による学校教育活動を推進している。

国及び市の法律や方針を受け、本校においても全教職員による連携・協力体制を構築して、いじめを生み出しにくい学校風土づくりをめざした教育活動を展開しなければならない。「いじめは絶対に許されないこと」「いじめは卑怯な行為である」という認識を、生徒と教師が共に持つことを念頭に本校の基本方針を示し、人権感覚の醸成を図りながら、いじめが無くなることの実現をめざした学校づくりを進めていきたいと考える。

I 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校では、「いじめはどの生徒にも、どの学校でも起こりうる」という基本認識の下、「いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処」に取り組み、「安心・安全で自己実現できる学校」・「毎日が楽しい学校」づくりをめざして、「学校いじめ防止基本方針」を策定した。

1 いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条第1項）

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

2 いじめに対する基本認識

- (1) いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こりうるものである。
- (2) いじめは、人権侵害であり、人として絶対に許されない行為である。
- (3) いじめは、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」があり、多くの生徒が入れ替わり被害や加害を経験する。
- (4) いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- (5) いじめは、加害・被害の関係だけでなく、「観衆」や「傍観者」の存在にも注意を払い、いじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。
- (6) いじめは、教職員の生徒観や指導のあり方が問われる問題である。
- (7) いじめは、学校、家庭、地域社会など全ての関係者が、一体となって取り組むべき問題である。

3 いじめに対する基本姿勢

- (1) いじめに関する事件・事故等について、常に「よそ事ではない」という危機感を持つ。
- (2) 「いじめは絶対に許されないこと」という強い認識をもつ。
- (3) いじめられる生徒を絶対に守り抜く。
- (4) いじめる生徒に対し、毅然とした態度で指導する。
- (5) 教育環境を整え、生徒・教職員の人権意識を高める。
- (6) 重大事態が起こったときは、警察等関係機関と必ず連携する。
- (7) いじめられた生徒に徹底的に寄り添い、迅速に組織で対応する。

II 組織

1 いじめ防止対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

- (1) 目的：学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため
- (2) 構成員：校長、教頭、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、学年主任、教育相談担当、養護教諭、生徒サポーター、教育相談支援員、県警サポーター、スクールカウンセラー、（PTA会長、青少協会長）
※必要に応じて、構成員以外の関係者を招集できる。
- (3) 開催
 - ① 定例会（各学期1回程度開催）
 - ② 校内委員会（生徒支援委員会、教育相談委員会と兼ねて週2回開催）
 - ③ 臨時委員会（重大事態の発生時、校長が必要により、必要なメンバーを招集して開催）
- (4) 内容
 - ① 未然防止の推進など学校基本方針に基づく取組の実施、学校基本方針に基づく取組の進捗状況の確認、定期的検証
 - ② 教職員の共通理解と意識啓発
 - ③ 児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
 - ④ 個別面談や相談の受け入れ、及びその集約
 - ⑤ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
 - ⑥ 発見されたいじめ事案への対応
 - ⑦ 構成員の決定
 - ⑧ 重大事態への対応

2 生徒いじめ対策委員会

- (1) 目的：いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考えるとともに、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校を作ろうとする意識を高め、いじめ防止等の取組を推進する。
- (2) 構成員：生徒会本部役員
- (3) 開催：各学期に1回開催。
- (4) 内容
 - ① いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。
 - ② 話し合いの結果を学校に提言する。
 - ③ 提言した取組みを推進する。
 - ④ いじめの未然防止に向けた生徒の主体的な取組みを推進するため、各種委員会の委員長や各部活動の部長、学級委員が集まる話し合いを開催する。

Ⅲ いじめ防止の具体的な取り組み

1 いじめの防止

- (1) 支持的風土の醸成
 - ① 集団づくり
 - ・学級活動における集団づくりの実施（エンカウンター、S S Tなど）
 - ・授業における人間関係づくりを意識したグループ活動や話し合い活動の実施
 - ・Q-Uアンケートの活用による居心地の良い学級づくり
 - ② 生徒自らが主体的に取り組む活動
 - ・朝のあいさつ運動やボランティア清掃
 - ・生徒会本部役員による取組
- (2) 道徳教育の充実
 - ① 「いじめをしない、許さない」資質を育むために、道徳教育推進教師を中心にした全教師の協力体制づくり
 - ② 道徳の内容項目と関連付けて重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成
 - ③ 「いじめ防止啓発月間」（9月）における、「2主として他人とのかかわりに関すること」の内容項目の指導
 - ④ 生徒・教師の人権意識の向上をめざした教師による「〇〇さん」づけの実践
- (3) 「いじめ防止月間（9月）」の取組
 - ① 生徒会による、いじめ撲滅キャンペーンの展開
 - ② 「人権作文」「人権標語」の取組
 - ③ 校長、生徒指導主事等による講話
 - ④ いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導
 - ⑤ 学校便りやPTA広報紙による家庭や地域への広報活動
- (4) その他
 - ① 「誕生学講話」・「思春期講話」による自己肯定感、自己有用感の醸成
 - ② サイバー犯罪被害防止講演会の実施による情報モラル教育の実施
 - ③ いじめに係る人権教室の開催
 - ④ 部活動における良好な人間関係づくり
 - ⑤ 教職員の人権感覚の醸成による、生徒の人格を尊重した指導・支援
 - ⑥ 保護者・地域との連携づくり

2 いじめの早期発見

- (1) いじめの態様
いじめには様々な態様があり、その行為が犯罪行為として取り扱われる可能性もある。いじめの被害者を守り通すという観点から、以下のような可能性がある場面では、「いじめは絶対に許されないこと」、「いじめは卑怯な行為である」という毅然とした対応で指導することが必要である。

- ① 冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする
- ④ ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする
- ⑤ 金品をたかられる
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

(2) いじめの早期発見

「いじめは、どの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。」という危機意識を持ち、いじめの早期発見・対応および早期解決を図る。

- ① 「みんなが安全で楽しい学校にするためのアンケート(生徒対象)」、「いじめチェックリスト(職員)」の活用
 - ・毎月1回実施
 - ・担任が内容を確認して生徒指導主事へ
- ② 定期的な教育相談の実施(6月・9月)とチャンス相談
- ③ 複数の目による早期発見
 - ・朝の登校指導
 - ・副担任と担任の連携
- ④ あいさつや声かけを積極的に行う等、生徒とふれあう時間の確保
- ⑤ 休み時間などにおけるの見守り・教科担当の早出、居残りによる見守り
- ⑥ 全職員の情報共有と共通理解(朝の打ち合わせ)
- ⑦ 週1回の生徒支援部会、教育相談委員会による情報共有
- ⑧ 地域・関係機関との連携
 - ・少年補導員による昼休みの校内巡回
 - ・小学校との連携(あいさつ運動、学習規律など)
- ⑨ 被害、加害の保護者への説明責任を果たし、協力を得る

3 いじめへの対処

いじめを認知した場合は、学級担任がひとりで抱え込むことなく、管理職を中心とした学校全体で対応することが大切である。

校長がいじめ防止対策委員会を開催して、今後の指導方針を立て、全教職員が同じ目的を持って組織的に対応する。

いじめへの対処については、別添の「いじめ対応マニュアル」に従い、確実に実行する。本校では、重点的に以下の3つの取組を進める。

	具体的な取組	目 標
1	いじめ防止対策委員会開催	・いじめ発生時は、緊急に開催する。
2	事実確認	・被害、加害、周りの生徒への聴き取りは個別に詳細に行う。(いつ、誰が、どこで、何を、どのように、なぜ等)
3	被害・加害生徒への指導・支援及び保護者との連携	・いじめ解消後も被害生徒を注意深く見守り、安心感を抱かせながら継続的な支援を行う。 ・いじめ解消後も加害生徒の継続した見届けを行う。 ・いじめが解消されたと見られる場合も継続して状況把握に努め、保護者と連携して見守り、見届けを行う。

4 重大事態への対応(「いじめ防止対策推進法」第28条)

(1) 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「いじめ対応マニュアル」等に基づいた対処を迅速に行う。

(2) 重大事態について

① 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合等

② 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」

- ・年間30日を目安とする。
- ・一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

(3) 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、次の対処を行う。

① いじめ防止対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。

② 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

いじめ対応マニュアル



いじめ防止に向けた年間指導計画

月	内 容	備 考
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・校内特別支援委員会 ・職員会議 ・三者面談 	
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・「みんなが安全で楽しい学校にするためのアンケート」 ・第1回生徒いじめ対策委員会 ・Q-Uアンケート 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・「みんなが安全で楽しい学校にするためのアンケート」 ・人権教室 ・第1回教育相談 	いじめ防止啓発月間 教育相談週間 弁護士会
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・「みんなが安全で楽しい学校にするためのアンケート」 ・三者面談 ・学校評価アンケート(生徒・保護者・職員) ・校内研修 	
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒会リーダー研修会 ・学校評議員会 	
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・「みんなが安全で楽しい学校にするためのアンケート」 ・サイバー犯罪被害防止講演会 ・いじめ防止啓発月間の取り組み ・第2回教育相談 	教育相談週間 那覇警察署
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・「みんなが安全で楽しい学校にするためのアンケート」 ・Q-Uアンケート ・誕生学講話 	誕生学アドバイザー
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・「みんなが安全で楽しい学校にするためのアンケート」 ・第2回生徒いじめ対策委員会 ・思春期講話 ・学校評価アンケート(生徒・保護者・職員) 	思春期保健相談士
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・「みんなが安全で楽しい学校にするためのアンケート」 ・第3回教育相談 ・三者面談 	教育相談週間
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・「みんなが安全で楽しい学校にするためのアンケート」 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・「みんなが安全で楽しい学校にするためのアンケート」 ・学校評議員会 	
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・「みんなが安全で楽しい学校にするためのアンケート」 ・年間まとめ 	